

平成 2 6 年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の
点検・評価実施報告書

平成 2 7 年 3 月

湯川村教育委員会

目 次

はじめに	1
I 教育委員会の点検・評価の概要	
1 点検・評価の趣旨	2
2 点検・評価者	2
3 有識者からの意見聴取	2
4 点検・評価の対象	3
5 点検・評価の方法	3
6 点検・評価の年間計画	3
7 公表の方法	3
II 教育委員会活動状況の点検・評価	
1 教育委員の構成	4
2 教育委員会事務局組織	4
3 教育委員会の開催状況	5
4 教育委員の会議・、研修会等への参加状況	10
5 点検評価の結果	11
III 教育委員会重点施策に係る点検・評価	
1 幼児教育の充実	12
2 学校教育の充実	16
3 社会教育、生涯学習・芸術・文化活動の推進	20
4 文化財保護及び活用の推進	23
5 スポーツ・レクリエーションの振興	25
IV 資料「湯川村教育委員会の点検・評価実施要綱」	28

はじめに

平成26年度は、県内はもとより、全国に湯川村をアピールできた年となりました。

ふるさと納税は、北は北海道から、南は沖縄まですべての都道府県から申し込みがあり、3,000件（総額1億円）を超えました。納税者の皆さんに湯川村のおいしいお米をお送りすることで、農家応援に結び付いたことは、喜ばしい限りです。

また、「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」が10月2日にオープンし、連日大賑わいで1か月15万人の利用があったことや人の駅、川の駅が併設されていること、二つの自治体が共同で運営することなども、全国から注目されているとのことです。

長年の懸案であった役場新庁舎建設が開始され、27年度からの業務開始が見えてきたこと、若者定住策として、役場東側に新たに造成した宅地が3か月で完売したとのことであり、着々と大型事業が完了しています。

これら湯川村の歴史に特筆される村づくりと相応して、教育行政においても積極的に推進してまいりました。

知・徳・体のバランスある育みを一層推進する「保・幼・小・中の連携の強化」、保護負担の軽減を図る「子育て支援の推進」など、学校教育の充実を進めるとともに、社会教育においては、「前年度踏襲からの脱却」を合言葉に、関係者のご理解のもと、15年ぶりに各種事業を見直し、スクラップ&ビルドを進めました。

また、文化財行政を推進するため、新たに文化財担当の学芸員を職員として採用するとともに、長年の懸案であった勝常寺跡の解明と整備を進めるため、全国レベルで活躍する専門家から成る「堂後遺跡及び勝常寺跡調査指導委員会」を立ち上げました。

これらの実績及び評価については後述しますが、今後とも、これまで先人が培ってきた「教育の村」づくりを踏襲しつつ、村の地域振興策と歩調を合わせ、村の良さ、村の誇りを核にした「湯川村ならではの教育行政」を進めてまいります。

この「教育に関する点検・評価実施報告書」は、平成26年度における教育行政がどのように推進され、どのような成果と課題があったのか、そして、今後どのように改善を進めていくのかを有識者の知見を活用し、教育委員会が点検・評価した内容を村議会へ報告するとともに村民の皆様へ公表するものです。

平成27年3月

湯川村教育委員会

I 教育委員会の点検・評価の概要

1 点検・評価の趣旨

この点検評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たしていくことを目的として行うものです。

教育委員会では、第四次湯川村振興計画（平成18年度～平成27年度）に掲げる項目ごとに当該年度における重点施策を定めて、各種の施策・事務事業に取り組んでいます。

各分野における平成26年度の重点事業等の執行状況について点検・評価を行い、これを村議会へ報告し、さらに公表することで教育委員会の責任体制の明確化を図ることを趣旨としています。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価者

教育委員5名による。

3 有識者からの意見の聴取

教育に関しそれぞれの分野で活動している下記の団体等から、教育に関する理解と識見を有する学校職員以外の方の推薦を受け、教育委員会による点検及び評価の素案に対して、客観的な意見をいただきました。

なお、今年度は、子どもの健全育成全般からのご意見をいただくため、有識者として、湯川村民生委員協議会から1名の推薦をいただきました。

No.	団体（組織）等	役 職 等	氏 名	備 考
1	学識経験者	元教員	鈴木悦子	
2	学識経験者	元教育行政担当者	齋藤房子	
3	ゆがわ幼稚園保護者会	会 長	三澤 崇	
4	笈川小学校PTA代表	会 長	坂内 真隆	
5	勝常小学校PTA代表	会 長	高橋 亮	
6	湯川中学校PTA役員代表	会 長	栗城 茂光	
7	湯川村文化協会代表	会 長	小林 政昭	
8	湯川村体育協会代表	会 長	小林 憲一	
9	湯川村民生委員協議会	主任児童委員	白岩 カヨ子	26年度新規

4 点検・評価の対象

(1) 教育委員会の活動状況

- ・教育委員の構成
- ・教育委員会の開催状況（議案・報告・協議事項などの案件一覧）

(2) 教育委員の会議及び研修会等への参加状況

- ・年度中に委員が出席した会議及び研修会等の開催日、会議の名称一覧

(3) 重点施策の執行状況

- ・平成26年度湯川村教育委員会重点施策に基づく各種事業等

5 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、当該年度の重点施策に対して「どの程度達成したか」を観点として、教育委員会の評価に対する有識者の意見を活用し、総合評価として記述するとともに、重点施策の達成状況を次の4段階の基準で総合評定を行いました。

評定	評 価 基 準
A	目標を大きく上回って達成した（達成の見込みである）
B	目標のとおり達成した（達成する見込みである）
C	目標を少し下回った（下回る見込みである）
D	目標を大きく下回った（下回る見込みである）

6 点検・評価の年間計画

平成26年3月 定例教育委員会

- ・点検・評価報告書の決定・重点施策策定

4月 各種施策・事務事業の執行

6月 前年度点検及び評価報告書の6月議会提出と村民への公表

7月 第1回教育委員会点検・評価有識者会議

- ・委員の委嘱 ・事業計画の提示

12月 第2回教育委員会点検・評価有識者会議

- ・教育委員会による点検及び評価（自己診断）の素案提示
- ・意見集約用紙配付

平成27年1月 有識者の意見集約・教育委員会の総合評価策定

2月 第3回教育委員会点検・評価有識者会議

- ・点検・評価まとめの報告

3月 点検・評価報告書の村長への報告

4月 議会への報告・公表

7 公表の方法

点検・評価報告書については、公民館等へ配置するとともに村広報紙や村ホームページ等への掲載により公表します。

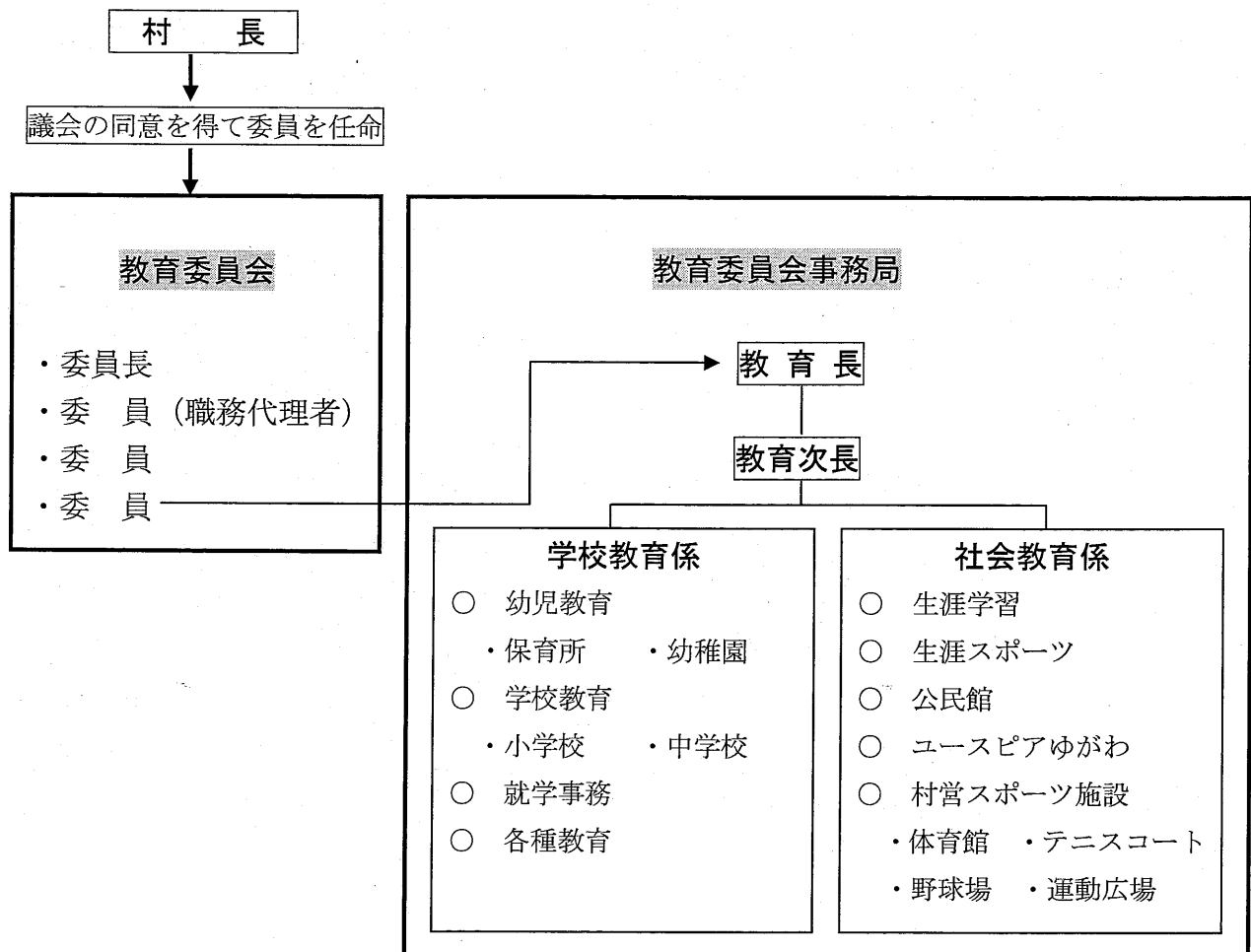
Ⅱ 教育委員会活動状況の点検・評価

1 教育委員の構成

職 名	氏 名	任 期	備 考
委員長	風間 いく子	①平成 19 年 12 月 25 日～平成 23 年 12 月 24 日 ②平成 23 年 12 月 25 日～平成 27 年 12 月 24 日	
委員長職務代理者	兼子 奈緒美	①平成 19 年 12 月 25 日～平成 23 年 12 月 24 日 ②平成 23 年 12 月 25 日～平成 27 年 12 月 24 日	※保護者
委 員	遠藤 弘	①平成 23 年 10 月 11 日～平成 24 年 10 月 19 日 ②平成 24 年 10 月 20 日～平成 28 年 10 月 19 日	※保護者
委 員	伊藤 幸喜	①平成 24 年 10 月 20 日～平成 28 年 10 月 19 日	
委 員・教育長	星 三千男	①平成 24 年 5 月 28 日～平成 27 年 2 月 6 日 ②平成 27 年 2 月 7 日～平成 31 年 2 月 6 日	

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 4 項に規定する保護者委員

2 教育委員会事務局組織



3 教育委員会の開催状況

教育委員会の会議は、法第13条及び湯川村教育委員会会議規則（昭和32年3月31日教育委員会規則第1号）の規定に基づき開催し、議案審議のほか各種事業や施策の推進状況について報告を行うとともに、様々な教育行政推進に係る事項について協議しました。

会議は、規則に基づき毎月第1木曜日を定例会開催日とし、必要に応じて隣接日に開催しました。今年度の会議は以下のとおりです。

① 会議の開催日時・出席状況

	開催日時	出席委員	出席率
4月定例会	4月 3日（木）16時30分～17時100分	5	100%
5月定例会	5月 1日（木）10時00分～12時00分	5	100%
6月定例会	6月 5日（木）10時00分～12時10分	4	80%
7月定例会	7月10日（木）10時00分～12時00分	5	100%
7月臨時会	7月17日（木）10時00分～10時30分	5	100%
8月定例会	8月 5日（火）10時00分～12時00分	5	100%
9月定例会	9月 4日（木）10時00分～12時00分	5	100%
10月定例会	10月 2日（木）14時00分～16時00分	5	100%
11月定例会	11月 4日（火）10時00分～12時00分	5	100%
12月定例会	12月 4日（木）10時00分～12時00分	5	100%
1月定例会	1月 8日（木）10時00分～12時10分	5	100%
臨時協議会	1月16日（金）15時00分～16時30分	5	100%
2月定例会	2月 5日（木）10時00分～12時15分	4	80%
2月臨時会	2月23日（月）13時30分～15時50分	5	100%
3月定例会	3月 6日（金）13時00分～		%
3月臨時会	月 日（ ） 時 分		%
		出席率99.6%	

② 教育委員会の議案・報告事項・協議事項の内容

会議名	議案等	主 な 内 容
4 月 定 例 会 (4 月 3 日)	議案第 2 8 号	湯川村集落公民館長の委嘱について
	議案第 2 9 号	湯川村社会体育推進委員の委嘱について
	報告事項	・平成 2 5 年度学校評価結果の概要について ・平成 2 5 年度小中学校職員の超過勤務時間について ・平成 2 5 年度学校管理下における通院事故の状況について ・平成 2 6 年度湯川村役場職員組織について ・平成 2 6 年度湯川村教育委員会所管職員一覧について ・平成 2 6 年度湯川村教育委員会事務局連絡網について ・平成 2 6 年度生涯学習・生涯スポーツのご案内について
	協議事項	・平成 2 5 年度における教育委員会への要望について
5 月 定 例 会 (5 月 1 日)	議案第 3 0 号	学校評議員の委嘱について
	議案第 3 1 号	ゆがわ幼稚園運営評価委員の委嘱について
	議案第 3 2 号	湯川村学力向上推進会議委員の委嘱について
	議案第 3 3 号	湯川村文化財保護審議委員の委嘱について
	議案第 3 4 号	湯川村スクールサポーター配置要綱の全部改正について
	議案第 3 5 号	湯川村体育館条例施行規則の一部改正について
	議案第 3 6 号	湯川村社会教育指導員に関する規則について
	報告事項	・長谷川英雄氏の絵画寄贈及び個展開催の支援について ・村長と教育委員の懇談会の設置について
	協議事項	・幼稚園入学式及び小中学校入学式運営の課題等について ・湯川村いじめ防止基本方針の策定について
6 月 定 例 会 (6 月 5 日)	議案第 3 7 号	勝常寺跡整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
	議案第 3 8 号	湯川村社会教育委員の委嘱について
	議案第 3 9 号	湯川村教育委員会の点検・評価有識者の委嘱について
	議案第 4 0 号	平成 26 年度就学援助を必要とする児童及び生徒の認定について
	議案第 4 1 号	6 月議会定例会教育委員会関係補正予算について
	報告事項	・スポーツ推進員高倉好博氏の辞任について ・湯川村教職員のストレスチェック結果について ・阿賀川堤防のウマノスズクサ植生保護に基づく除草について ・両沼中体連総合の結果及び陸上県大会出場について ・学校プールの管理及び水泳指導について ・平成 2 6 年度堂後遺跡範囲確認調査の概要について ・村文化財パトロールの実施について ・第 19 回村民ハイキングの実績について
	協議事項	・幼稚園給食の改善検討について ・学校関係課題について

		・ 6 月議会教育委員会関係一般質問について
7 月定例会 (7 月 10 日)	議案第 4 2 号	堂後遺跡及び勝常遺跡調査指導委員会設置要綱について
	報告事項	・ 6 月議会の報告について
		・ 村政座談会における教育委員会の説明について
		・ 旧笈川幼稚園舎取り壊しに伴う太鼓の保管について
		・ 堂後遺跡における調査の成果と今後の取り組みについて
		・ ユースピアゆがわの宿泊案内チラシについて
		・ 語学異文化体験事業参加者の決定について
	協議事項	・ 匿名差出人による教師の不適切言動への対応について
		・ 東北市町村教育委員会教育委員・教育長研修課への参加計画について
		・ 教育委員会会津ブロック研修会参加計画について
7 月臨時会 (7 月 17 日)	議案第 4 3 号	平成 2 7 年度使用教科用図書の採択について
	議案第 4 4 号	第 4 9 4 回議会臨時会教育委員会関係補正予算（案）について
8 月定例会 (8 月 5 日)	報告事項	・ 幼稚園、小中学校職員の状況について
		・ 中学校中体連大会の結果について
		・ 保育所、幼稚園における排泄物処理対応について
		・ 第 3 8 回村民運動会実施要項について
		・ 平成 2 6 年度成人式の実施について
		・ 平成 2 6 年度村内遺跡発掘調査作業員募集及び雇用について
	協議事項	・ 湯川中学校女子ソフトボール部の活動について
		・ 小中学校における特別支援学級設置のあり方にういて
		・ 幼稚園バスの更新について
		・ 幼稚園における就学援助について
9 月定例会 (9 月 4 日)	選挙第 1 号	湯川村教育委員会委員長の選挙について
	議案第 4 5 号	湯川村教育委員会委員長職務代理者の指定について
	議案第 4 6 号	9 月議会定例会教育委員会関係補正予算について
	議案第 4 7 号	湯川村幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則について
	報告事項	・ 道の駅開所式への児童生徒の参加について
		・ 交通安全鼓笛パレードについて
		・ 福島ビエンナーレ 2 0 1 4 ～氣～について
		・ ふくしま駅伝への参加について
		・ 市町村対応軟式野球大会への参加について
		・ 市町村対抗ソフトボール大会への参加について
	協議事項	・ 平成 2 6 年度全国学力・学習状況調査結果報告について
		・ 幼稚園預かり保育「園長の指定する実施しない日」について
		・ 学校へ行こう週間実施要項について
1 0 月定例会 (10 月 2 日)	報告事項	・ 9 月議会報告について
		・ 平成 2 6 年度市町村立学校職員勤務評定について

		・福島県中学校新人陸上競技大会会津地区予選会の結果について
		・両沼地区中体連新人大会の結果について
		・村民運動会の反省について
		・市町村対抗軟式野球大会結果について
	協議事項	・新教育委員会制度について
11月定例会 (11月4日)	報告事項	・中学校への匿名による苦情について
		・湯川沃野会桜木贈呈式について
		・湯川村学力向上推進授業研究会・同懇親会について
		・第1回調査委指導員会会議報告について
		・湯川村米と文化の里講演会について
		・ふくしま駅伝湯川村選手決定と支援及び応援体制について
		・市町村対抗軟式野球大会、ソフトボール大会合同報告会について
	協議事項	・教育委員会管理施設の減免について
		・新教育委員会制度について
		・子ども・子育て支援制度について
12月定例会 (12月4日)	議案第48号	湯川村保育所条例の一部を改正する条例について
	議案第49号	湯川村保育の必要性の認定に関する規則について
	議案第50号	湯川村保育所管理運営規則の一部を改正する規則について
	議案第51号	第497回議会定例会教育委員会関係補正予算(案)について
	報告事項	・平成26年12月議会(497回)一般質問について
		・幼稚園バスのデザイン及びナンバーについて
		・ふくしま駅伝、市町村対抗野球及びソフトボール大会の報告について
	協議事項	・平成26年度教育委員会の点検・評価(案)について
		・小学校プール設置のあり方について
		・ゆがわ幼稚園長任命のあり方について
1月定例会 (1月8日)	議案第1号	湯川村スポーツ推進委員の委嘱について
	報告事項	・平成26年12月議会(第497回)の報告について
		・村内小中学校におけるいじめ事案の顛末について
		・平成26年度就学指導の教育委員会判断について
		・湯川村生涯学習振興計画に基づく生涯学習講演会について
	協議事項	・平成27年度当初予算について
臨時協議会 (1月16日)	協議事項	・湯川中学校におけるいじめ問題の経過報告について
		・福島県いじめ問題等対策支援チーム派遣要請について
		・村長等への報告について
2月定例会 (2月5日)	議案第2号	教育長選任について
	議案第3号	湯川村スクールサポーター配置要綱の一部を改正する要綱について
	議案第4号	職員の職の格付けに関する規定の一部を改正する訓令について
	報告事項	・平成26年度福島県学力テストの結果について

	報告事項	・平成26年度体力テストの結果について
		・平成26年度Q・Uテストの結果について
		・教職員等による不適切な行為に関する実態調査アンケート調査の結果について
		・幼稚園への絵画寄贈について
	協議事項	・平成26年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価実施報告書について
2月臨時会 (2月23日)	議案第5号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第6号	教育長の服務に関する条例について
	議案第7号	湯川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第8号	湯川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
	議案第9号	湯川村教育支援委員会条例について
	議案第10号	湯川村教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
	議案第11号	湯川村教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
	議案第12号	湯川村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
	議案第13号	教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
	議案第14号	湯川村立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
	議案第15号	湯川村保育所入所費用徴収規則の一部を改正する規則について
	議案第16号	湯川村教育委員会の点検・評価実施要綱の一部を改正する要綱について
	議案第17号	湯川村特別支援教育就学奨励費助成要綱の一部を改正する要綱について
	報告事項	・教育委員会宛匿名手紙による保育所への苦情について
	協議事項	・スポーツ少年団単位団の納会のあり方についての見解について
		・小中学校の卒業式等来賓の席順について
		・小中学校の卒業式・入学式への教育委員の出席について
3月定例会 (3月6日)		

4 教育委員の会議、研修会等への参加状況

教育委員が職務上出席した会議や研修会については、以下のとおりです。

ただし、各種教育委員会主催事業や来賓等として出席した行事、会議・会合、大会、懇親会等は除いてあります。

月 日	曜	会 議 等 の 名 称	出 席 者
4月14日	月	福島県町村教育長協議会総会 福島県市町村教育長会議	教育長
4月15日	火	域内教育委員会教育委員長・教育長合同会議	委員長・教育長
4月22日	火	両沼地区教育長協議会第1回定例会	教育長
5月15日	金	市町村教育委員会連絡協議会両沼支会評議員会	委員長・教育長
5月19日	月	市町村教育委員会連絡協議会両沼支会春季総会	委員全員
6月20日	金	第1回会津探採地区教育長協議会	教育長
7月11日	金	第2回会津探採地区教育長協議会	教育長
7月18日	金	東北六県教育委員会連絡協議会総会（盛岡市）	委員3名・教育長
7月23日	水	県市町村教育委員会連絡協議会会津ブロック研修会	委員2名・教育長
8月20日	水	県市町村教育委員会連協会支会長・教育委員研修会	委員3名・教育長
10月23日 10月24日	木 金	両沼地区教育長協議会第2回定例会・研修会（昭和村）	教育長
10月21日	火	教育委員会連絡協議会両沼支会秋季総会（金山町）	委員2名・教育長
11月 5日	水	第2回域内市町村教育長会議	教育長
11月 6日 11月 7日	木 金	県町村教育長協議会研修大会会津大会（三春町）	教育長
12月 9日	火	第1回組織打ち合わせ	教育長
1月26日	月	第2回組織打ち合わせ	教育長
2月16日	月	第3回組織打ち合わせ	教育長
3月 6日	金	第3回域内教育長会議	教育長
3月24日	火	第4回域内教育長会議	教育長

5 点検・評価の結果

○：成果が上がった。概ね達成できた。 ●：努力を要する。検討を要する。

○ 今年度は、公民館長及び公民館総務係を廃止し、教育委員会事務局を学校教育係と社会教育係二本立てにしたが、分掌が明確となり機能的に運営することができました。

また、文化財担当の学芸員を正職員として採用し、文化財行政の推進を図り、懸案であった勝常寺及び堂後遺跡調査指導委員会を設置するなど、大きな成果を上げることができました。

○ 教育委員会は、毎月 1 回の定例会のほか臨時会を開催し、議案審議を行いました。特に、教育委員会事務局の各係長から、業務についてのきめ細かい報告があり、課題を共有することができました。

○ 県・東北レベルの各種教育委員研修会に積極的に参加し、教育委員の資質の向上を図ることができました。特に、新教育委員会制度への理解に役立ちました。

● 本村では、教育委員長の議会出席が慣例となっているため、終日就労している委員は 1 週間にわたる議会出席が困難なため、委員長になりにくい状況があり、検討する必要があります。

● 平成 27 年 4 月 1 日からは、新教育委員会制度により委員長職が廃止されますが、湯川村においては、教育長の任期が旧法のまま約 4 年間継続される（この間は、委員長職も連動して継続される）ことから、新教育委員会制度へのスムーズな移行について検討する必要があります。

◆ 有識者の意見

※ 教育委員会活動状況の点検評価については、今年度から組み入れたことから、有識者の意見は、求めませんでした。

【総合評価】

B	教育委員会は、毎月の定例会のほか必要に応じて臨時会や協議会を開催し、計画的な議案審議のほか、緊急事案の協議、教育長及び教育委員会事務局の各係長からきめ細かい報告など活発な運営ができた。 また、前日までの資料配布により、効率的な会議運営ができた。一方、会議録の提示が遅れ気味であったことは反省しなければならない。 今年度の教育委員の研修は、主に新教育委員会制度への理解を中心に進めた結果、平成 27 年度実施に向けて共通理解図ることができた。 特に、この改正は地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など抜本的な改革を行うものであり、本村においても、関係例規の整備を図りながら早期に新制度へ移行するよう努めていきたい。
---	---

Ⅲ 教育委員会重点施策に係る点検・評価

1 幼児教育の充実

子ども・子育て支援の保護者ニーズに応えるため、幼稚園の土曜預かり保育の実施、保育所保育料の減額、幼稚園授業料の無料化など、保護者の経済的負担の軽減策を図り、村が行う若者定住促進施策を一体的に推進します。

幼稚園の給食費の公会計化による保護者負担の軽減と会計事務の透明性を進めるとともに、現在の副食給食や長期休業中における預かり保育時の給食の実施等について検討します。

幼稚園における少人数指導を推進するため、学級編制の弾力化を図るとともに、幼稚園教諭及び保育士の指導者としての職務遂行能力と資質向上に努め、子ども一人一人を大切にする幼児教育、保育活動を推進します。

【具体的方針と事務事業の概要】

- 幼児保育・教育における保護者の経済的負担を軽減します。
 - ・保育所保育料軽減：平成25年度比較で半額とする減額（前年度比 ▽2,931千円）
 - ・幼稚園授業料無料化（前年度比 ▽2,136千円）
- 保護者ニーズの多かった幼稚園の土曜及び盆休み中などの預かり保育を実施し、事業を拡充します。
 - ・幼稚園土曜・盆休み等の預かり保育事業費（2,028千円）
- 幼稚園給食の充実を図り、適正な運営と食育を推進します。
 - ・幼稚園副食調理業務委託料（6,048千円）
 - ・幼稚園給食食材調達委託料（3,666千円）
- 幼稚園における少人数指導の推進のため、学級編制の弾力化を図り、より一層のきめ細かい指導を展開します。
 - ・幼稚園臨時教諭1名の加配経費（2,268千円）
- 幼稚園の安全で快適な教育環境の整備に努めます。
 - ・園舎デッキ塗装、築山修復（513千円）
- 保育所における保護者ニーズに応える一時保育、広域入所等の拡充を図るとともに、若者定住促進施策と連携した保育所の今後のあり方を検討します。
 - ・保育所給食材料購入費（1,685千円）
 - ・保育士の定数の確保及び待遇改善の検討
 - ・幼保連携推進の研究

◆点検・評価の結果

○：成果が上がった。概ね達成できた。 ●：努力を要する。検討を要する。

(1) 子ども・子育て支援における保護者の経済的負担の軽減

- 村が進める若者定住促進施策の一翼となる「子ども・子育て」の一層の充実を図るため、平成26年度から保育所保育料の半額化と幼稚園授業料の無料化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。
- 幼稚園においては、低所得者世帯における小中学校のような就学扶助制度がないため、新たに

規則を定め給食費の扶助をスタートしました。なお、今後とも、保護者ニーズを踏まえて扶助内容の拡充を検討します。

- 次世代育成支援策として多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、3人以上の子どもを養育している世帯に対し保育料の軽減措置を引き続き実施しました。

(2) 幼稚園における預かり保育事業の拡充

- 要望の多かった幼稚園における土曜預かり保育をスタートさせるとともに、振替休業日、新年度準備期間（4月1日～入園式）も新たに預かり保育を実施するなど、保育所とほぼ同様の預かり保育となるよう事業を拡充し、保護者から喜びの声が聞かれました。

(3) 幼稚園給食の充実

- 幼稚園における給食費の公会計化を進め、保護者の事務負担の軽減と会計事務の透明性を図りました。
- 要望の多かった長期休業中の預かり保育における給食の実施等については、平成27年度から実施できるように検討を進めています。
- 給食運営について、特に、現在のごはん弁当持参の副食給食から完全給食への移行や毎週の手作り弁当のあり方については、保護者負担が大きいとのご指摘があり、調査研究を進めてきましたが保護者及び関係者等との合意には至っていません。今後とも、米どころ湯川村の給食のあり方については、検討を進めていきます。

(4) 幼稚園の指導体制と学級編制の弾力的運営

- 幼稚園の新しい学級編制基準は、3歳児が20人、4・5歳児が30人となっていますが、本村では、3歳児から5歳児まで35人となっています。新しい基準を現在の園児数で当てはめると教室数が不足するため、3歳児31名を担任と副担任の二人の教師を配置するとともに、5歳児32名を2学級にするなど、弾力的な学級編制によるきめ細かな指導体制をとりました。

今後とも、若者定住策などによる若者人口の増加が見込まれることから入園幼児数の把握は難しい状況にあり、引き続き弾力的運営を行う必要があります。

- 学級編成に伴う教職員の資質向上と配置について、非常勤特別職である園長の設置のあり方も含めて今後総合的に検討していきます。

(5) 安全で快適な教育環境の整備

- 幼稚園においては、築山を修復し、全面に芝生を植栽して園児が安全に遊ぶことができるようにしました。また、園舎デッキの塗装は、村内業者に指導を受け職員と保護者が協力して作業を行い、経費の節減と愛園心の醸成につながる新しい形で実施しました。

また、園舎西側の花壇づくりと管理についても、村民の方々の支援を受けており、今後とも、地域の皆様のお力を借りながら教育環境の整備に努めていきます。

- 保育所においては、0歳児の入所児が4月に8名でしたが、毎月入所希望があり、11月には12名と増えたため、ひよこ組とあひる組に分けて月齢や発達段階に応じた保育環境を整備しました。

また、平成25年度に補助事業で設置した遊具を遊戯室に配置し、効果的に活用しました。

- 保育所・幼稚園ともに、施設内の放射線量について毎月定期的に定点検査を実施し、安全確認に努めました。

(6) 保護者ニーズに応える一時保育、広域入所等の拡充

- 保育所における一時預かりは、里帰り出産や農繁期においての利用が定着し、大変喜ばれてい

ます。平成24年度のスタート時はのべ18件の利用でしたが、平成25年度は71件、今年度も現在まで64件と定着してきました。

- 広域入所については、今年度、喜多方市から0歳児の打診がありましたが、村民優先と定数の関係で受け入れることができませんでした。
- 保育所及び幼稚園のおむつの処理については、これまで、保護者に持ち帰っていただいていたが、保護者からの要望や園内保管時の衛生管理上などから、今年度より、園内、所内処理を行うこととしました。
- 今年度、保育所においては、「健やかな育ちの基礎を育むために～子どもが主体的に育つには～」を研究テーマに職員研修を推進し、代表が第29回福島県保育研究大会で実践発表をしました。

幼稚園においても、「人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことを話し、伝え合う喜びを味わうようになるための環境の構成や教師のかかわりについて」を主題に研究をすすめ、福島県公立幼稚園教育研究会会津ブロック研究協議会で代表が実践発表をしました。

また、幼稚園では、幼保及び幼小の連携を一層進めるため、昨年から引き続き公開保育を実施しました。今後とも、幼保連携を推進し、職員の資質向上に努めていきます。

- 平成24年に制定された「子ども・子育て三法」に基づく「湯川村子ども・子育て支援事業計画」が平成27年4月から5年間の実施期間としてスタートします。

基本理念を「みんなで育てる みんなで支える 子育てのむら ゆがわむら」とし、認定こども園の推進を掲げています。

教育委員会では、幼保連携型の認定こども園を想定し、できるだけ早い時期に村民の皆様により具体的な姿をお示ししたいと考えています。併せて、特に、保育所の現在の保育士体制（所長を除き正職3人・臨時8人）のあり方についても検討していきます。

◆ 有識者の意見

- 保護者の経済的負担の軽減措置が多方面にわたり検討実施されました。また、保育所の一時預かりの範囲や幼稚園での預かり時間の拡大など、きめ細かな子育て支援が実施され、保護者が安心して働ける条件が一つ一つ整えられました。
- 職員研修が積極的に行われていますので、その成果が保護者へ還元されれば、親も自信をもって子育てに専念できることと思います。
- 子どもは、家庭の中で家族と関わりながら様々なことを身に付けます。さらに、幼児教育・学校・社会の連携による子育て支援により、たくましく成長していきます。保護者も子育てに関わり、不安や悩み・心配することでともに成長していくのではないのでしょうか。
- 村の幼児教育の改善と内容充実が保護者に理解され、評価されます。
平成27年度から「湯川村子ども・子育て支援事業計画」の実施が予定されています。基本理念の「幼保連携型の認定こども園」が1日も早く村民・保護者に示されることで、若者が喜んで定住し、安心して子育てできる村へと発展していきそうです。更なる配慮に期待します。
- 実施報告書は、妥当な自己評価がなされていると思います。
- 本村の人口の現状（0～14才470人・65才以上999人）を踏まえ、子育て支援の基本理念である「みんなで育てる、みんなで支える子育ての村 ゆがわむら」を具現化できるよう、今後も期待しています。（例えば、保・幼・学校等の運動会、発表会の自由な参加、見学等）

- 家庭事情により一時的入院や一時預かり保育等、その場に合わせた措置が取られるようになり、大変ありがたいことです。先生方は慣れさせるために苦労されていましたが。
- 通園バスの老朽化（15年目？）が進んでいたようで気がかりでしたが、新しくなり、これからの通園に大いに安心を与えてくれるものと思います。
- 臨時職員が多く、確保に苦労されると思いますが、隠れている人材の発掘などに力を入れてほしいものです。
- いろいろな行事に園内の子どもとのふれ合い（幼・保）に参加してきましたが、それぞれに工夫され、子どもたちが生き生きと生活できており、うれしく思ってきました。
- 村の幼児教育支援策は、大変充実しています。幼児教育は村の原点です。益々満足度が高まるよう模索してください。

【総合評価】

A	子ども・子育て支援において、保護者ニーズに応える「保護者の経済的負担の軽減・就労支援・保育環境の整備」を村の若者定住促進施策と一体的に推進してきたことや適時性ある幼稚園バスの更新などが高く評価されている。また、子育て支援の重要な要素である教職員については、研修を通して指導力及び誠意ある保護者への対応がこれまで以上に評価されていることは特筆すべき成果である。 今後は「湯川村子ども・子育て支援事業計画」が平成27年4月から5年間の実施期間としてスタートすることから、なお一層、「みんなで育てる、みんなで支える子育ての村ゆがわむら」の具現化に努めたい。 また、平成27年度においては、幼稚園経営の要になる園長配置のあり方、長期休業中における預かり保育時の給食の実施、保育所における保護者会組織の設立支援について検討し、子ども一人一人を大切にする幼児教育、保育活動を推進していきたい。
-----------------	---

2 学校教育の充実

少人数学級の良さを生かし、一人一人の児童生徒をかけがえのない存在として尊重する教育活動を推進し、個の実態に応じた学力の向上、豊かな心の育成、健康な体づくりなど、知・徳・体のバランスある育みを支援します。

学校給食を引き続き会津坂下町に委託し、連携して安全・安心・おいしい給食の提供に努めるとともに、食育指導を推進します。

特別支援教育においては、小学校にスクールサポーター（教育支援員）を配置し、障がいのある子とない子がともに学ぶ体制を推進するとともに、関係機関と連携して個別支援ファイルの作成及び教育支援委員会の設置について検討します。

学校施設や設備が老朽化している現状を踏まえ、修繕内容等を精査しながら、計画的に教育環境を整備するとともに、将来を見据えた施設整備について検討します。

【具体的方針と事務事業の概要】

- 幼・小・中の協力連携を密にして、交流事業の推進、両小学校のバランスのとれた経営の支援、継続した学力向上の支援に努めます。
- 県のスクールカウンセラー派遣事業を活用し、不登校、いじめ、体罰などの未然防止、早期発見に積極的に取り組みます。
- 個の実態に応じた指導の充実に資するため、すべての児童生徒に対して NRT 学力テスト、Q-U テスト、体力テストを実施し、結果について保護者と共有し、指導に活用します。
 - ・各テストの検査用紙、分析などの経費（655千円）
- 各小学校に教育支援員を配置し、障がいのある子とない子がともに学ぶ体制を推進するとともに、笈川小学校と湯川中学校の特別支援学級の運営を一層充実させます。
 - ・スクールサポーター配置事業（3,000千円）
 - ・すこやか子育て支援委員会の設置
- 英語指導助手を配置し、中学校の英語科、小学校の外国語活動や幼稚園における「英語で遊ぼう」活動など、ネイティブスピーカーを活用した英語教育を推進します。
 - ・外国青年招致事業（5,235千円）
- 電子黒板を使用したわかる授業の推進、情報教育の推進や校務の情報化推進による効率化を図る学校 ICT を進めます。
 - ・学校 ICT 保守点検委託料（1,620千円）
- 中学校の部活動の活性化を図り、コンクールや大会参加費の保護者負担を軽減します。
 - ・中体連等選手派遣費（2,826千円）
- 会津坂下町に委託する学校給食については、給食運営委員会や献立作成委員会へ学校、PTA 教育委員会職員が参画し、より一層の安全・安心・おいしい給食の提供及び食育に努めます。
 - ・学校給食喫食負担金（18,633千円）
 - ・施設使用運営負担金（19,574千円）
- 愛校心の育成と環境美化活動を推進するため、校舎等の窓ガラス清掃委託を取りやめ、経費の削減に努めます。（前年度比 ▽831千円）

◆点検・評価の結果

○：成果が上がった。概ね達成できた。

●：努力を要する。検討を要する。

(1) 知・徳・体のバランスある育みの支援

- 児童生徒一人一人の「知・徳・体」の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、昨年度からNRT学力テスト、Q-Uテスト、体力テストを実施しました。これらのテスト結果については、専門的分析を行い、児童生徒及び保護者と共有しています。

平成26年度の結果概要については、次の通りです。

- ・学力テスト 3校ともに全国平均を上回り、良好です。
- ・Q-Uテスト 個人差、学級差が顕著であり、個別に支援していく必要があります。
- ・体力テスト 小中学校ともに二極化、肥満が見られ、運動習慣の定着が望まれます。

- 今年度は特に、幼・小・中の協力連携を密にして、交流事業を推進してきました。小1プログラムを解消するため、小学校入学まで倦むべき内容を共有するとともに、小中学校における学習習慣づくりなどについて、3校の先生方が一同に会して議論し共通理解を図りました。

特に、共通に取り組んできた「ノーメディアデー」では、保護者評価を取り入れ改善を加えるとともに、活動を尚一層推進するため、次年度にはのぼり旗を制作し啓発の強化を計画しております。

(2) 不登校、いじめ、体罰などの未然防止

- 中学校において「からかい、無視、拒否」のいじめ問題の発生があり、学校はいじめ防止基本方針に基づいて対応し解消となったが、学校の対応について納得いかないとの意見が教育委員会に寄せられました。教育委員会では、中学校のいじめ対応が適切だったのか、県教育委員会のいじめ問題対策支援チームに依頼して検証することとしました。
- 教師の不適切な言動について、匿名の手紙で2件のご指摘をいただきました。匿名であるため、事実の確認はできませんでしたが、児童生徒と教師の信頼関係が構築されていないことに起因していると思われるため、各学校毎に再度点検を行い、児童生徒の目線に立って受容と共感の姿勢で指導を行うよう指示しました。

(3) 学校給食の充実と食育指導の推進

- 平成25年度から、会津坂下町に委託したが学校給食については、一部異物混入があったものの順調に運営されています。会津坂下町学校給食センターの給食だよりには、村内小中学校の給食実施の様子がたびたび紹介されるなど、坂下町立小中学校と同様に対応していただいています。
- 食育指導については、小中学校の学級指導計画に授業として1時間、栄養教諭とのTT指導を位置づけ、給食の時間を通じて担任により効果的に実施しました。

(4) 特別支援教育の推進

- 今年度から、住民税務課（保健センター）と共同で「すこやか支援ファイル『かがやき』」を作成し、母子手帳とともに発行しました。これは、かけがえのない本村一人一人の子どもがどのようなハンディキャップを抱えようとも、自分の持ち味を発揮し、希望を持ってきらきらと輝き続けること、明るい未来に向かって成長することを願って作成したものです。

今後とも、特別支援教育の理解と子どもの実態に応じた特別支援教育の早期対応を支援していきます。

- 特別支援学級運営において、保護者との共通理解に欠けた学校の不適切な対応が指摘された事例があり、学校及び教育委員会において特別支援教育に関する研修を推進しました。今後は、尚

一層保護者からの要望に対し、最優先に対応する体制づくりを推進していきます。

(5) 英語教育の推進

- 外国青年招致事業については、今年8月から4年目を迎える英語指導助手が、中学校の英語科授業を中心に、小学校の外国語活動や幼稚園における「英語で遊ぼう」活動を積極的に行うなど、効果的に英語教育を推進しています。
- 中学校では、これまで社会教育事業として実施してきた「ブリティッシュヒルズ」における生きた英語学習を、27年度から中学2年生の全員参加の学校行事として位置づけ、英語教育の充実を図ることとしました。

(6) 学校ITCの充実

- 各学校においては、電子黒板を効果的に活用したわかる授業を推進しています。特に、授業参観や学校視察においては、各方面から高い評価をいただいています。
- 平成26年度中（平成27年1月末）において、現在導入しているサーバー、パソコン、電子黒板などの機器の保守点検サポートが切れるため、機器更新の時期を迎えています。すべての機器を更新すると約6,500万円と高額となることから、各種補助金の有無を研究しながら、緊急性を考慮して年次計画で進めていく必要があります。

(7) 中学校の部活動の活性化

- 中学校の運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が教師の指導のもとに、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。これらの活動を推進し、保護者の経済的負担を軽減するため中学校の要望に応じて中体連等選手派遣費を支援しています。

(8) 愛校心の育成と環境美化活動を推進

- これまで業者委託をしていた校舎等の窓ガラス清掃を児童生徒やPTA活動・職員作業へと移行することを推奨しており、幼稚園、小中学校において実践されました。愛校心の育成につながるなどの評価もあることから、今後も主体的活動による環境美化活動を進めていきます。

(9) PTAや地域との連携強化

- 児童生徒の交通・防犯などの安全確保や地域におけるマンパワーの協力支援による学習能力の向上を図るため、学校から積極的に情報を発信するとともに、PTAや地域住民との協力関係をさらに強化するため、より一層の体制づくりを推進します。

◆ 有識者の意見

- 小規模の学校の良さが十分に生かされ、幼・小・中連携の事業が推進されたことは、家庭教育にも大変助かることです。保護者の意見をまとめ、大きく成長する児童生徒の道を開いてください。
- 生きた英語教育として「ブリティッシュヒルズ」での社会教育事業が、学校行事として実施されることは、生徒全員が参加でき評価されます。
- 「学年一学級なら統合検討」と文科省から手引き案が公表され、統廃合するかどうかの検討を自治体に求めています。（「判断を担うのは、自治体・県教委では学校設置者の市町村教委」とあります。本村も振興計画の域とは思いますが、重点事項にも示された内容や次の3点からも教育施設の現状と将来を見据えた判断を村民に示すときと思います。
 - ・ 「米と文化の里・あいづのへそ」「歴史ある素晴らしい美しい里」を目指す本村において、児

児童生徒は「村の宝」「将来を担う大事な人材」です。青少年の時期を心身ともに健やかに成長できる教育の環境整備が必要です。児童生徒の学力は、学校の指導力のみならず家庭・地域の環境にも大きく左右されると言われております。

- ・ 学校生活では、学年によっては4・5人の固定した男女別の友達のみ、当然クラス替えも不可能・科目によっては2学年合同授業、児童生徒数の推移では、年々減少にあります。
- ・ 点検評価の有識者からも毎年この件について提案されております。メリットの要因も外せません。かつて、村内に二つの幼稚園がありましたが、少ない園児が外部の園に通い大変悩んだ経緯があります。現在は統合し園舎、指導力の素晴らしさに、村内園児はもちろん、広域入所を希望される保育所・幼稚園になりました。
- 実施報告書は、妥当な自己評価がなされていると思います。
- 本村の人口の現状（0～14才470人・65才以上999人）を踏まえ、村主催の行事、社会教育、スポーツ活動等との連携を考慮してほしいと思います。
- 外部団体による子どもたちとのふれ合いや学習は、とっても新鮮味があり楽しい時間になっているようです。地域団体に限らないで、いろいろな所からの支援等を見つけ出して活用されるようお願いいたします。
- 朝ごはん条例、ノーメディアデー、学校給食の充実など、いろいろな面での指導が入ってくるようですが、計画倒れにならないような配慮をお願いします。
- 担任の先生との軋轢（あつれき）などに悩む保護者や中学校の学習面や対応の仕方について気にかけている保護者が結構多いようで、そういう面での対応を考えてほしいものです。

【総合評価】

B	学力向上施策として取り組んできた学習習慣・生活習慣づくり、学校給食の適正な運営と食育指導の推進、個別支援ファイルの作成などの特別支援教育の改善など、積極的に学校教育関連事業を進めてきた結果、知・徳・体のバランスある育みにおいては、本村の児童生徒は概ね全国平均を上回る成績を上げており、個人差はあるものの良好な状態を維持している。特に、学力は全国比で高い状況を維持している。 一方、重点施策に掲げた「一人一人の児童生徒をかけがえのない存在として尊重する」ことについては、有識者の意見にもあるように、中学校においていじめ問題の発生、教師の不適切対応について生徒や保護者からの指摘があり、課題として残った。 学校施設や設備については、小中学校施設が老朽化している現状を踏まえ、修繕内容等を精査しながら計画的に教育環境を整備してきたが、有識者の意見にもあるように将来を見据えた学校の適正規模のあり方の整合性を取りながら施設整備のあり方について検討していきたい。
---	---

3 社会教育・生涯学習・芸術・文化活動の推進

公民館総務係を社会教育係に統合する教育委員会事務局再編に伴い、社会教育・生涯学習・芸術・文化活動のあり方について関係団体と連携して総合的に見直します。

村民の学ぶ意欲に応える多様な学習機会を提供するため、行政や各種団体やサークルの役割を確認し、村民ニーズに沿った学習メニューの検討と開発を推進します。

【具体的方針と事務事業の概要】

- 米と文化の里づくりに関連する村民参加の文化活動の振興を図ります。
 - ・村民芸能発表会（500千円）
 - ・ゆがわ村「米と文化の里」講演会（10千円）
 - ・湯川村生涯学習講演会（250千円）
- 生涯学習事業を再編し、家庭教育（子育て支援）・青少年教育・成人教育・女性教育、高齢者教育とした事業内容を見直しながら、村民の生涯学習の充実を図ります。
 - ・各種教室・講座の開催事業費（439千円）
- 村民の生涯学習事業を牽引している村文化協会への補助金のあり方を検討するとともに、新たな体制での事業展開を支援します。
 - ・村文化協会補助金（250千円）
- 英語圏文化に親しむとともに、小中学校の英語活動の拡充に対応するため、これまで隔年実施してきた語学異文化体験学習を毎年度実施とし、多くの子ども達が経験できるようにします。
 - ・語学異文化体験学習事業（598千円）
- 公民館及びユースピアの施設設備の充実を図り、村民のニーズに応える運営を推進します。
 - ・公民館ホームタンク設置工事（1,723千円）

◆点検・評価の結果

○：成果が上がった。概ね達成できた。 ●：努力を要する。検討を要する。

(1) 村民参加の文化活動の振興

- 村民参加の文化活動のイベントである「村民芸能発表会・米と文化の里講演会・生涯学習講演会」の内容充実にも努めました。特に、村民芸能発表会における実行委員会組織のあり方、運営、ゲストなどについて村文化協会の意向を反映させて実施することができました。
- 米と文化の里講演会は、10月にオープンした「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」を活用して実施し、多くの村民の皆様の参加のもと、身近な御仏である「観音様」について学習することができました。
- 生涯学習講演会は、講師について村民要望と予算が遊離している状況があり、開催時期が遅れている状況にあることから、今後検討する必要があります。

(2) 村民の生涯学習の充実

- 公民館総務係を社会教育係に統合したことを契機として、生涯学習の区分を、家庭教育（子育て支援）・青少年教育・成人教育・女性教育、高齢者教育とし、事業内容も大きく見直しました。
特に、10年以上同じ形式の案内チラシを更新するとともに、少年少女探検隊の活動を基盤として、村民ニーズに沿った学習メニューの提供に努めました。

(3) 村文化協会活性化への支援

- 「米と文化の里」の「文化」の部分を担当する村文化協会の活性化は、生涯学習を推進する上で重要となってきます。体育協会とともに両輪となって牽引していただく必要があります。

今年度も村民芸能発表会や産業文化祭の中心となつての活躍が光りましたし、研修会参加者が増えてきたことも活性化につながってきています。

- 会員の高齢化によって、会員が減少する中、今年度は、川柳会が組織を解消しました。文化協会活性化に結び付く補助金のあり方や文化協会への参加奨励及び新たな活動を提案するなど、なお一層の検討が必要となっています。

(4) 語学異文化体験学習事業の拡充

- 小学校中学年の外国語活動、小学校5・6年生の英語の教科化、中学校での英語による授業など、英語教育の新たな展開が始まります。これらを踏まえ、本村が実施してきた隔年での語学異文化体験学習事業を今年度から毎年度実施することとしました。

今年度は、希望する小学生22名全員の参加のもと、効果的に実施することができました。

来年度以降は、より一層効果的に行うため、中学校の理解を得て中学2年生の学校行事として全員が参加できるようにしました。

(5) 公民館及びユースピアの施設設備の充実

- 今年度は特に、ユースピアゆがわの宿泊施設としての啓発を推進するため、施設や備品の点検を兼ねた教育委員会事務局職員の自ら宿泊体験に基づき、新たな案内チラシを作成して村内外に配布しました。

その結果、ユースピアゆがわの宿泊利用は、過去最高の117件となりました。

(22年度71件・23年度34件・24年度37件・25年度58件)

◆ 有識者の意見

- 教育委員会の事務局組織再編に伴い、業務の見直しがなされました。その結果、村民のニーズに沿った新たな事業がいくつか展開され、村民の皆様に喜んでいただけたことは、素晴らしい成果です。
 - ・ 少年少女探検隊は、村内の身近なところで多くの活動と発見があり、「生きる力」を養いました。
 - ・ 文化講演会が道の駅という新たな会場で、広域的な考えのもとに開催されました。文化活動と湯川村の良さ「会津のへそ」のアピールと大変成果のある事業であったと思います。
- 新庁舎が平成27年度に供用されます。教育委員会の職員の配置が分散され、その方向性に関心が集まります。各施設の管理・運営が利用する村民の方々によりよく展開できるよう期待します。
- 公民館は窓口としての活動だけでなく、いろいろな場でいろいろなことを発信していただきたいものです。ぜひ、学習メニューの開発等に力を注いでほしいと思います。
- 学習メニューの開発について、時々、現在のサークルや学習などには途中からの入会となり、入りづらいとの声が聞かれます。70才代後半中心の活動が多いので、60才代の方々のニーズに合わせたメニューの検討や新しいサークルの開発をお願いいたします。

【総合評価】

B	「前例踏襲からの脱却」のもと、教育委員会事務局を再編するとともに、社会教育、生涯学習・芸術・文化活動のあり方について大きな改革を実施し、一定程度の成果を上げたことが評価されている。特に、生涯学習チラシを10年ぶりに改訂し、学習メニューの分類や主催を明確にしたことが評価された一方で、村民に周知されていないとの指摘があり、今後の解決すべき課題となっている。 今後とも、村民の学ぶ意欲に応える多様な学習機会を提供、各種団体やサークルの育成、村民ニーズに沿った学習メニュー開発を推進していきたい。 特に、高齢化に伴う健康づくりにおいては、保健センターや老人クラブとの連携や融合、棲み分けについて研究していきたい。
---	--

4 文化財保護及び活用の推進

村職員として新たに文化財担当の学芸員を採用し、各種開発事業における適切な対応に努めるとともに、村民の宝である国、県、村指定の文化財の保護に努めます。

平成21年度の村営墓地開発に伴い実施してきた勝常寺跡遺跡の発掘調査について、「調査指導委員会」を設置し、今後の発掘調査等の在り方について指導を受けるとともに、勝常寺住職並びに集落の皆さんのご理解をいただきながら、その保存と活用について検討してまいります。

【具体的方針と事務事業の概要】

- 新庁舎建設に伴う殿田遺跡発掘の調査報告書を作成するとともに、遺物について展示するなど、保存活用を推進します。
 - ・調査報告書作成事業（8,393千円）
- 村文化財保護審議委員による「文化財パトロール」を実施し、村指定文化財の全てについて保存状況を確認するとともに、管理委託等の支援を行います。
 - ・村指定文化財保護管理謝礼及び草刈り作業委託等（917千円）
- 勝常寺跡の発掘調査を継続するとともに、調査指導委員会を年2回実施し、今後の方向性について検討します。
 - ・堂後遺跡発掘調査事業費（5,025千円）国庫補助 1/2
（内調査指導委員会設置に伴う旅費等423千円）

◆点検・評価の結果

○：成果が上がった。概ね達成できた。 ●：努力を要する。検討を要する。

（1）文化財担当学芸員の採用

- 今年度は、新たに文化財担当の学芸員を正式職員として採用しました。これにより、薬師堂の創建時、再建時の全容解明に向けて現在5年目を迎える「堂後遺跡及び勝常寺跡の範囲確認調査」を計画的に行うことができるようになりました。

また、これまでに発掘された遺物の保存活用が推進されるとともに、村内包蔵地における開発に伴う範囲確認調査をスムーズに行うことができるようになりました。

（2）殿田遺跡発掘の調査報告書作成

- 現在、新しい庁舎建設に伴う殿田遺跡発掘の調査報告書が臨時雇用の主任発掘調査員によって作成しており、3月には発行の予定です。今後は、新庁舎の村民ホールを活用して、庁舎の下にあった遺物の展示などを計画しています。

（3）文化財パトロール

- 湯川村文化財保護審議会委員の皆様による村指定文化財の保存状況を確認する「文化財パトロール」を勝常地区と笈川地区に分け二日間に渡り実施しました。

村指定文化財への理解を深めるとともに、管理者からの要望をお聞きしたほか、一部の文化財の修復について進めるなど、効果的に実施することができました。
- 一部村指定文化財が、過去に村文化財保護審議会の意見を求めないで修復した形跡が認められたので、管理者、所有者への指定文化財の保存について、啓発活動を行いたいと思います。

（4）勝常寺跡発掘調査と調査指導委員会の開催

- 県教育委員会及び文化庁の指導をいただき、今年度、全国的規模で活躍する専門家による「堂後遺跡及び勝常寺跡発掘調査指導委員会」を設置しました。5年間にわたる範囲確認調査の結果について報告し、今後の調査のあり方や方向性についてご指導をいただきました。来年度から5年間は継続して指導をいただき、国指定史跡としての価値を見定めてまいりたいと思います。

◆ 有識者の意見

- 多くの包蔵地・貴重な文化遺産を有する当村に、ようやく文化財担当の専門職員が配置され、今後の史跡の方向性が楽しみです。「歴史ある自然と文化の美しい里」の幕開けです。専門分野の文化教育にも期待します。
- 埋蔵文化財やたから館の利用方法について、村民に関心を持っていただける工夫をお願いいたします。

【総合評価】

A	平成26年度は、文化財行政の推進の大きな力となる文化財担当学芸員を採用できたことが特筆される成果である。村指定文化財のすべてを村文化財保護審議委員の方々と二日間かけてパトロール点検したこと、村民からの遺跡ではないかのご指摘に丁寧に対応したなど、効果的に業務を推進した。今後も、有識者の意見にもあるように、文化財担当学芸員の活躍によって村民の宝である国、県、村指定の文化財の保護に努めたい。 また、堂後遺跡の発掘調査について、「調査指導委員会」を設置したことは、今後の勝常寺跡の解明につながるも大きな成果である。平成27年度からの第二期発掘調査について指導を受けるとともに、勝常寺住職並びに集落の皆さんのご理解をいただきながら、勝常寺跡整備の検討を推進していきたい。
---	--

5 スポーツ・レクリエーションの振興

公民館総務係を社会教育係に統合する教育委員会事務局再編に伴い、スポーツ・レクリエーション振興のあり方を総合的に見直すとともに、スポーツ活動の推進及びスポーツ施設の適正管理を推進するため、新たにスポーツ担当の社会教育指導員を配置します。

村民のだれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動を通して「健康づくり・仲間づくり・生きがいくくり」を支援するため、スポーツ推進委員会と村体育協会を核にした事業を展開するとともに、村内の総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

村体育館、野球場、運動公園等の整備については、安全性の確保や緊急性、財政状況を考慮し、計画的に推進するとともに、適切な管理と有効活用に努めます。

また、全国規模のスポーツ大会等へ出場する選手を援助し、村民の高いレベルでのスポーツ活動の活性化を図ります。

【具体的方針と事務事業の概要】

- 村民のスポーツ・レクリエーション活動を牽引している村体育協会への補助金を増額し、スポーツ大会・スポーツ教室事業を充実させます。
 - ・村体育協会補助金（1, 700千円）
- 村民のだれもが参加できる村民運動会を充実させます。
 - ・村民運動会開催委託料（1, 000千円）
- 村民を代表して出場するスポーツ大会の参加を支援します。
 - ・市町村対抗福島県軟式野球大会参加委託料（550千円）
 - ・市町村対抗福島県ソフトボール大会参加委託料（1, 360千円）
 - ・ふくしま駅伝「チーム希望ふくしま」参加委託料（500千円）
- スポーツ施設の充実を図るとともに、修繕に努めます。
 - ・野球場駐車場入り口整備、排水路整備（3, 539千円）
 - ・移動式バックネット購入費（1, 022千円）
 - ・体育館キュービクル更新工事（1, 205千円）
- 文化団体の作品集発刊や各種スポーツ大会等の上位大会出場を支援し、村民の文化・スポーツ振興を図ります。
 - ・文化・体育振興基金事業助成（1, 550千円）

◆点検・評価の結果

○：成果が上がった。概ね達成できた。 ●：努力を要する。検討を要する。

(1) スポーツ大会・スポーツ教室事業の充実

- 教育委員会事務局組織の改編に伴い、非常勤の社会教育指導員を新たに採用しました。主に、村内のスポーツ大会の企画運営と村内スポーツ施設の適正管理を担当しました。
- 生涯学習推進と歩調を合わせて、案内チラシを更新し、村民ニーズに基づく生涯スポーツの大会や教室の開催を推進しました。参加者の固定化、高齢化、少数化の課題は解消していませんが、新たに実施した道の駅サイクリングやシニアアクアビクスは、少人数ではありましたが大変好評でした。今後も、新しいイベントを提案し、健康づくり・仲間づくり・生きがいくくり・絆づく

りを支援していきたいと思います。

- 村民のスポーツ振興と実技指導を担うスポーツ推進委員が、委員会として体育協会に加盟してハイキング、道の駅サイクリング、アクアビクス、スポーツフェスティバルの主管となって活動したことは、スポーツ推進委員の資質向上に役立ち効果的でした。
- 社会教育係には現在、週3日非常勤の社会教育指導員と同じく週3日非常勤の事務補助員を配置しているが、いずれも週3日の勤務では、打ち合わせや共同作業が困難であるなどの業務推進上課題が多いため、非常勤職員の配置について検討する必要があります。

(2) 村民運動会の改善・充実

- 今年度の村民運動会は、大きな改革のもと実施しました。集落公民館長さんへのアンケート結果に基づき、午前中に終了できるようにしたほか、中学生の参画・参加を促すなど、新しい形の村民運動会となりました。
各集落からの反省では、新種目についての改善を除きおおむね好評であり、今後も中学生の参画・参加を進めていきたいと思います。
- 村民運動会の廃止の声もありますが、一千名近くの村民が一堂に会し、笑顔、歓声、拍手が飛び交う一大イベントは、今後も継続させていくべきであり、参加できない集落への支援のあり方やもっと多くの参加者に結び付くような内容、方法について検討してまいります。

(3) 対外スポーツ大会への参加支援

- 今年度は、新たに福島県市町村対抗ソフトボール大会に参加し、村代表チームが参加する対外スポーツ大会は、市町村軟式野球大会とふくしま駅伝「チーム希望ふくしま」の合計3大会となりました。
- 大会参加は、湯川村民に夢と感動を与えるばかりでなく、スポーツによる村の活性化と健康づくり、多世代交流などに結び付いていると感じています。今後も、選手の発掘に力を入れ、村民の皆様のご支援をいただき継続して参加していきたいと思います。

(4) スポーツ施設の充実

- スポーツ施設の適切な維持管理と活用は、スポーツ振興の要です。今年度は、野球場において、駐車場入り口整備、排水路整備、移動式バックネットを更新したほか、体育館キュービクルを更新しました。スポーツ施設の修理や整備には多額の費用を必要とすることから、今後も関係者の要望をお聞きし、緊急性や安全性を考慮し、優先度を決めて対応していくこととしています。
- 野外スポーツ施設の課題の一つに除草があります。施設によっては、使用頻度の高い団体によって適正に管理していただいていることから、特定の使用団体への維持管理委託を視野に入れて、スポーツ施設に管理について検討していく必要があります。

(5) 文化・体育振興基金事業助成の推進

- 今年度の文化・体育振興基金事業助成は、14件総額88万5千円でした。サッカーやバレーボール・ソフトボールスポーツ少年団の県大会出場を中心に、中学生の選抜による全国大会出場やゲートボール協会員の県大会出場、小学生の空手全国大会出場のほか、湯川村在住の会津高校合唱部員の全国大会出場へも助成しました。

- 文化・体育振興基金事業助成については、ゆがわ広報等を通じて村民の皆様に周知していますが、今後とも周知徹底するとともに助成対象や助成額等について、社会教育委員の会に諮るなど検討してまいります。

◆ 有識者の意見

- 運動会は村民の健康づくりの中で、全ての年代層が一堂に集える楽しい行事です。今年度は、午前中だけの運動会でしたが、新たなプログラム内容で、特に中学生の参画・参加があり盛り上がったようです。中学生の部活対抗の走る姿には、村民と家族に大きな応援と感動があったことでしょう。午後は、集落での反省と親睦の場となり、スポーツ振興が話題になったようです。
- 事業の見直しで、今年は体育協会の方々中心でスキー学習が実施されました。現地集合、指導２時間という形になり、昨年までとずいぶん変わり、今までのように気軽に参加するというわけにはいかなかったようです。運転者がいない、親の都合がつかない子どもをどこかで救ってあげ、力を付けさせることはできないでしょうか。
- スポーツ推進委員の活動内容がはっきりし、活動の場が明らかになったことは有意義なことだと思います。サイクリングやスポーツフェスティバルなど、時期や場所の工夫をし、たくさんの参加者が出てくることを希望しています。
- スポーツ大会、その他の大会出場への支援、助成等は、村民にやる気を持たせるのに大変良い制度だと思います。
- スポーツ振興で村おこしという観点から全般的にみると、及第点かなとは思いますが、部分的には淋しい面もある。例えば、村の心意気を示す生涯スポーツの祭典である県民スポーツ大会には、全種目に出場してほしい。
- 村中心部の活性化と村民の士気高揚のためにも、中学校に夜間照明施設を計画してもらいたい。
- 村民運動会は昼食を楽しみにしている人もいるのではないかな。

【総合評価】

B	教育委員会事務局再編に伴い、スポーツ・レクリエーション振興のあり方についても総合的に見直しを行った。 特に、各種村民スポーツ大会を体育協会の事業として教育委員会と一体的に推進するとともに、スポーツ推進委員の役割を明確にしたスポーツ事業の開発に努めた。 また、スポーツ施設の適正管理を推進するため、新たにスポーツ担当の社会教育指導員を配置したが、週３日の非常勤という制約の中では想定した成果は残せなかった。 行政と総合型地域スポーツクラブの連携においては、本村の総合型地域スポーツクラブの現状を踏まえて、今後も研究的に検討する必要がある。 スポーツ施設の整備においては、野球場の移動式バックネットを更新したほか、安全性の確保や緊急性を考慮し、職員作業を組み入れるなど計画的に整備した。
---	--

IV 資料

湯川村教育委員会の点検・評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第27条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進を図り、村民への説明責任を果たすため、湯川村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する重点施策等の取り組み状況の点検・評価について必要な事項を定めるものとする。

(点検・評価の対象)

第2条 点検・評価の対象は、教育委員会の活動状況及び毎年度教育委員会が策定する重点施策及び事務事業とする。

(点検・評価の実施方法)

第3条 点検・評価は、毎年度実施するものとする。

2 教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や研修活動などを総括する。

3 重点施策については、所管部署から意見を聴取し、成果や課題を整理して評価するとともに、当該年度以降の方向性について総括する。

(報告書の作成及び公表)

第4条 教育委員会は、点検・評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により作成した報告書を村議会に提出するとともに、村のホームページ掲載等の方法により村民に公表するものとする。

(教育に関し学識経験を有する者の知見の活用)

第5条 教育委員会は、地教行法第27条第2項に定める教育に関し学識経験を有する者の知見について活用するように図るものとする。

2 教育に関し学識経験を有する者については、教育委員会が委嘱する。

(村民の意見及びその反映等)

第6条 教育委員会は、公表した報告書について村民から意見があった場合には、施策または点検・評価に適切に反映させるよう努めるものとする。

(点検・評価による改善)

第7条 教育委員会は、毎年度、点検・評価のあり方について検証し、その課題を把握するとともに、事務事業評価等を勘案し、その改善に努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に規定するもののほか、点検・評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月6日から施行する。

2 湯川村教育評価委員会設置要綱（平成21年教育委員会告示第1号）は廃止する。